



平成 19 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社リロ・ホールディング  
代表者名 代表取締役社長 土屋 真  
(JASDAQ・コード8876)  
問合せ先 取締役 門田 康  
電 話 03-5312-8704

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 40 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 定款の目的の追加(変更案第 2 条)

当社の定款に子会社の事業目的を追加するものであります。

##### (2) その他

上記の他、現行定款を全体的に見直し、条文の整備および一部字句の誤りを修正するなど、全般にわたって所要の変更および整理を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的)	(目的)
第 2 条(条文省略)	第 2 条(現行どおり)
(1)~(22)(条文省略)	(現行どおり)
(新設)	<u>(23)家財、家庭用電気製品、書籍等のリサイクル業務</u>
(新設)	<u>(24)経済、文化、医療、法律制度、帰国子女教育等に関する情報提供サービスおよびコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>(25)医療機関、健康診断施設、専門医、介護施設等に関</u>

現行定款	変更案
	する情報提供および予約取次
(新設)	(26)海外での賃貸住宅、短期滞在型アパートメントの運営および斡旋
(新設)	(27)海外でのホテル、アパートメントの予約業務
(新設)	(28)海外赴任者向けのコミュニティウェブサイトの運営
(新設)	(29)航空券・ビザ等の取得代行業
(新設)	(30)海外赴任者向け福利厚生に関する情報処理・情報提供サービス
(新設)	(31)海外における店舗・事務所・工場・住宅をはじめとする不動産の斡旋業務
(新設)	(32)海外赴任規則、海外住宅規則をはじめとする海外勤務に係る諸規則策定に関するコンサルティング業務
(新設)	(33)海外赴任関連情報誌・書籍の出版
(23)～(37)(条文省略)	(34)～(48)(現行どおり)
(38) 36号37号に附帯する相談および指導	(49) 47号48号に附帯する相談および指導
(39)～(40)(条文省略)	(50)～(51)(現行どおり)
(新設)	(52)古物の売買
(新設)	(53)第一種貨物利用運送事業
(41)(条文省略)	(54)(現行どおり)
(単元未満株主の権利制限)	(単元未満株式の権利制限)
第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、以下に規定する権利以外の権利を行使できない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)剰余金の配当を受ける権利 (3)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (4)募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利	第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に規定する権利以外の権利を行使できない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)剰余金の配当を受ける権利 (3)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (4)募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
(監査役の実任免除)	(監査役の実任免除)
第42条 当社は会社法426条の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2.当社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法425条第1項各号に規定する金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を結ぶことができる。	第42条 当社は会社法第426条の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を結ぶことができる。

現行定款	変更案
(剰余金の配当等)	(剰余金の配当等)
<p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 . 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下配当される剰余金を「配当金」という。)を行うことができる。</p> <p>3 . 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金を配当をすることができる。</p> <p>4 . 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p>	<p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 . 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下配当される剰余金を「配当金」という。)を行うことができる。</p> <p>3 . 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金を配当をすることができる。</p> <p>4 . 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p>

### 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日

以 上